

サービス産業動向調査の調査計画（案）について

1 調査の目的

サービス産業の生産・雇用等の動向を把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上、サービス産業に係る政策の企画立案及び民間における研究分析や経済活動の意思決定等に資することを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に掲げる大分類「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「P 医療、福祉」、「R サービス業（他に分類されないもの）」に属する企業又は事業所。

ただし、「71 学術・開発研究機関」、「7282 純粋持株会社」、「792 家事サービス業」、「81 学校教育」、「841 保健所」、「851 社会保険事業団体」、「852 福祉事務所」、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」に属する企業及び事業所を除く。また、「管理、補助的経済活動を行う事業所」に属する事業所を除く。

<現状の調査からの変更について>

- 「71 学術・開発研究機関」に属する企業及び事業所を除く理由は以下のとおりである。
 - ・ 国・地方公共団体の支出等による収入を記入している例が多いと思われる「会社以外の法人」や「国・地方公共団体事業所」の売上高（収入額）が5割を超えており、会社法人であっても売上高が0である事業所数が2／3程度となっており、当該活動の把握においては売上高の概念になじまない場合が多いこと
 - ・ 年次については科学技術研究調査といった詳細な統計があること
- 「7282 純粋持株会社」に属する企業及び事業所を除く理由は以下のとおりである。
 - ・ 「純粋持株会社」は、本業を持たずに他社の事業活動を支配するものであり、これらは専ら子会社からの配当（本調査の売上高から除外）が収入源と考えられること
- 「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」に属する企業及び事業所を追加する理由は以下のとおりである。
 - ・ 日本標準産業分類の改定に伴って、従来から調査対象であった「宿泊業、飲食サービス業」に新設された分類であること
- 「851 社会保険事業団体」に属する企業及び事業所を除く理由は以下のとおりである。
 - ・ 「社会保険事業団体」は、金融業・保険業と似た収支構造を持っており、年金支給の原資等になる掛金が収入源（売上高（収入額）に該当しない）となっている。

- 「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する事業所を除く理由は以下のとおりである。
- ・ いわゆる本社部門、間接部門であり、売上高がないこと。なお、「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、資本金1億円以上の企業の本所事業所に該当する場合は、(企業として)企業単位における調査の対象になる。

○国及び地方公共団体の事業所

⇒ 趣旨は別添資料1のとおり

3 報告を求める者

(1) 対象数

毎月：約1.2万企業及び約2.5万事業所

拡大調査(年1回)：約1.2万企業及び約7.1万事業所

(標本抽出の基礎となる母集団：約280万事業所及び1.2万企業)

標本数、母集団数は仮おき(平成18年事業所・企業統計調査結果)

(2) 選定の方法

- ・ 資本金1億円以上又は「371固定電気通信業」、「372移動電気通信業」、「42鉄道業」、「46航空運輸業」、「49郵便業(信書便事業を含む)」の企業は、産業ごとに抽出し、継続的に調査の対象とする。
- ・ 上記の企業に属さない事業所に対して、産業、事業従事者規模別層化抽出により抽出する。
- ・ 調査事業所は、原則として、2年間継続して調査する。なお、一部の層(約0.3万事業所)は、継続的に調査の対象とする。
- ・ 拡大調査は、毎月の対象に加え、次年の対象予定の標本等を追加し、調査の対象とする。
- ・ 報告者の選定に使用する名簿等の名称：平成21年経済センサス-基礎調査及び事業所母集団データベース
- ・ 標本設計に関する資料：別紙1のとおり

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

<企業用>

① 1か月目用調査票(企業用)

- ・ 経営組織及び資本金等の額
- ・ 事業従事者数及び内訳〔調査月前月〕
- ・ 事業従事者数及び内訳〔調査月〕
- ・ 月間売上高(収入額)及び事業活動別内訳〔調査月前月〕
- ・ 月間売上高(収入額)及び事業活動別内訳〔調査月〕
- ・ 事業活動別単価と需要の状況〔調査月〕

② 月次調査票(企業用)

- ・ 事業従事者数及び内訳〔調査月〕
- ・ 月間売上高(収入額)及び事業活動別内訳〔調査月〕
- ・ 事業活動別単価と需要の状況〔調査月〕

③ 拡大調査票（企業用）

- ・ 経営組織及び資本金等の額
- ・ 売上高の計上期間
- ・ 年間売上高（収入額）及び事業活動別都道府県別内訳
- ・ 事業活動別事業従事者数

○事業活動別単価と需要の状況（売上高の変動理由）

第10回研究会において、売上高の変動理由に関する調査事項については、

- ①景況感は調査の重複感が多いのではないか
- ②売上高との相関がない場合があるのではないか
- ③主観的意識に依存するため客観的なものとした方が統計として使いやすい

といった指摘があった。

本統計は前年同月からの変動を中心に公表していることにかんがみ、これらの指摘を踏まえ前年同月からの変動の理由について、調査票案のとおり、単価と需要の状況を調査する。

さらに、需要の増減の要因について産業横断的な選択肢は、データの蓄積がない現段階では設計が難しいこともあり、産業固有の要因については、自由記入の項目を設け今後の設計に資するための分析を行うこととしたい。

○事業従事者数について

第10回研究会の指摘を踏まえ、毎月の事業従事者数に関する調査事項については、企業であっても、臨時雇用者数や出向・派遣者の受け入れ数も把握することとしたい。

さらに、事業従事者数について売上高と整合的なものを把握すべきとの指摘を踏まえ、拡大調査では、事業活動別の状況を把握することとしたい。

なお、事業従事者数や都道府県別の売上高の把握については、記入者負担面も留意し、最終的に決定することとしたい。

○都道府県別売上高について

都道府県別売上高については、経済センサス-基礎調査や同活動調査において、本社を対象に、当該企業の傘下事業所別の状況を調査していることも考慮しつつ、本社に対し、当該企業の都道府県別売上高を調査する設計とする。

○年を単位とする企業の売上高については、月次と比べ、詳細な内訳や地域別状況を調査するため、月次で調査する売上高の総和では代替できない。事業従事者数も同様。

<事業所用>

④ 1か月目用調査票（事業所用）

- ・ 経営組織及び資本金等の額
- ・ 事業所の主な事業の種類
- ・ 事業従事者数及び内訳〔調査月前月〕
- ・ 事業従事者数及び内訳〔調査月〕
- ・ 月間売上高（収入額）〔調査月前月〕

- ・ 月間売上高（収入額）〔調査月〕
- ・ 単価と需要の状況〔調査月〕

⑤ 月次調査票（事業所用）

- ・ 事業従事者数及び内訳〔調査月〕
- ・ 月間売上高（収入額）〔調査月〕
- ・ 単価と需要の状況〔調査月〕

○月次の売上高（収入額）には、国・地方公共団体の支出等による収入は含まない。

⑥ 拡大調査票（新規事業所等用）

- ・ 経営組織及び資本金等の額
- ・ 事業所の主な事業の種類
- ・ 売上高の計上期間
- ・ 年間売上高（収入額）等
- ・ 事業従事者数及び内訳

○2年目の継続事業所において、前年の年間売上高（収入額）については、月次調査における月次の売上高（収入額）の合計によるものとし、報告を求めない。

○継続事業所において、事業従事者数については、月次調査におけるそれによるものとし、報告を求めない。

○継続事業所のうち売上高（収入額）がない国・地方公共団体事業所等に対しても、この拡大調査票を配布する。（調査事項は、事業所の前年の国・地方公共団体の支出等による収入及び事業所の前年末の事業従事者数及び内訳のみとする。）

○対象別の調査事項の整理については、別添資料2を参照。

(2) 基準となる期日又は期間

月を単位とする売上高は月間、事業従事者数については月末に最も近い営業日
年を単位とする売上高（収入額）は原則暦年、事業従事者数は調査時点

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織 総務省統計局—民間事業者—報告者

(2) 調査方法

調査は、総務省統計局が民間事業者に委託し、以下の方法により行う。

(ア) 郵送調査

原則として、調査票の配布・回収ともに毎月郵送で実施する。

ただし、調査事業所のうち事業従事者数10人未満の事業所については、必要に応じて、調査事業所に直接訪問し調査票の回収を行う。

調査員調査を見直した趣旨は別添資料3のとおり

(イ) オンライン調査

調査企業及び事業所の申出により、オンラインによる報告を認める。

オンライン調査は、政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システムにより実施する。なお、オンライン調査システムに接続し調査票に記載する場合には、調査事業所ごとに異なるパスワードが設定されるとともに、SSLによる暗号化のセキュリティ対策が講じられる。

6 報告を求める期間

(1) 調査の周期

月次調査は毎月とし、拡大調査は毎年6月末とする。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

月次調査の調査票の提出期限は調査月の翌月20日とし、拡大調査（名簿等更新）の調査票の提出期限は7月末とする。

7 集計事項

<毎月>速報及び確報

- ・産業（中分類）別売上高（収入額）時系列表（全体、資本金1億円以上等の企業）（※）
- ・産業（中分類）別単価と需要の状況の時系列表（全体、資本金1億円以上等の企業）
- ・産業（中分類）別事業従事者数時系列表（資本金1億円以上等の企業、資本金1億円未満等の事業所）

<年次統計>

- ・産業（小分類）別売上高（収入額）等（全体、資本金1億円以上等の企業、資本金1億円未満等の事業所）（※）
- ・産業（中分類）、経営組織・資本金階級別売上高（収入額）等
- ・産業（中分類）、事業従事者規模別売上高（収入額）等（資本金1億円未満等の事業所）
- ・産業（大分類）別売上高—都道府県
- ・産業（小分類）、従業上の地位別事業従事者数（全体、資本金1億円以上等の企業、資本金1億円未満等の事業所）（※）

※ 一部の産業においては、国・地方公共団体事業所等の集計を行う。

※ 集計産業区分は別紙2のとおり。

○月次調査の年合計と拡大調査結果の関係

拡大調査においては、企業の記入のしやすさの観点や企業の公開情報と整合的な計数把握の観点から、売上高の計上期間としては、暦年又はその記入が難しい場合は当該暦年を最も多く含む決算期間とする。（※経済センサスにおいても、同様の方式で経理事項を把握）

このため、拡大調査の結果と月次統計の暦年合計とは必ずしも整合するものではない。

なお、拡大調査において、売上高の計上期間についても報告を求める。

○事業従事者数の集計

月次統計の事業従事者数については、企業層において事業活動別状況を把握していないため、企業層（企業主産業による産業別人数）と事業所層（事業所主産業による産業別人数）を分けた集計とする。

また、年次統計においては、拡大調査で把握する企業層における事業活動別事業従事者数と、事業所層の事業従事者数を合算して産業合計を集計する。

○単価と需要の状況の集計

カテゴリー変数である単価と需要の状況については、企業層における企業数の割合や、事業所層における事業所数の割合の集計を行う。

また、それらの産業合計値については、企業、事業所それぞれの売上高（収入額）（母集団推計値）によるウェイトに対する割合を集計し、産業全体における単価と需要の状況の傾向を把握する。

（例）

企業層の〇〇業売上高を 100 億円、このうち需要が増加としたとする企業の〇〇業売上高が 10 億円、〇〇業の事業所層の売上高（母集団推計値）が 50 億円、このうち需要が増加したとする事業所層の売上高（母集団推計値）が 1 億円だった場合は、 $(10+1) \div (100+50) = 7.3\%$

8 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法

印刷物及びインターネット

（2）公表の期日

月次速報：原則、調査月の翌々月下旬に公表

月次確報：原則、調査月の5か月後の下旬に公表

年次統計：原則、調査時点の翌年6月までに公表

標本設計の基本的な考え方

層の区分の考え方

< 悉皆層（企業） >

- おおむね資本金 1 億円以上で企業売上高の標準偏差が大きいことから、資本金 1 億円以上の会社企業を悉皆層とする。（現状は、原則として、必要標本数が母集団数の半数を超える場合は悉皆層）
 - ⇒ 資本金 1 億円以上の本調査対象産業の会社企業数は 1.1 万程度（平成 21 年経済センサス）
 - この企業傘下の事業所は約 10 万（平成 18 年事業所・企業統計からの推計）
 - ⇒ 本調査対象産業における資本金 1 億円以上の売上高は全体の 40%程度
- 固定電気通信業、移動電気通信業、鉄道業、航空運輸業及び郵便業（信書便事業を含む）は、企業単位（会社企業以外では本所・単独事業所）の悉皆調査とする。
 - ⇒ 企業数が少なく、精度上、一定の対象数を確保した上で標本調査による標本交代が困難であるため

< 標本層 >

- 標本調査の対象の事業所については、悉皆層の企業傘下でない事業所から抽出する。
- 事業所の抽出においては、原則、事業従事者数 10 人未満、10 人～29 人、30 人～49 人、50～99 人、100 人～199 人、200 人～299 人、300 人～499 人、500 人以上ごとに抽出する。
- 乗率が極端に大きな値となることや異常値による影響を防ぐ観点、廃業等による代替標本の必要性や標本層におけるローテーション実施に伴う予備標本を十分確保する観点から、抽出層ごとに、最低標本数と最大標本数及び標本割合を定める。
 - 十分な標本数を確保できない場合は、悉皆とする。
- 悉皆層は、経済センサスによる母集団名簿の更新まで固定し、標本層は原則 2 年間固定する。1 月調査において標本を交代する。

- 医療業については、資本金 1 億円以上の企業はほとんどなく、従来どおり、他の層より売上高の分散が非常に大きい事業従事者 500 人以上を事業所の悉皆層とする。
- 事業所は事業従事者数ごとに抽出する一方で、企業は資本金階級ごとに抽出する理由は、
 - ① 事業従事者数よりも資本金の方が、企業にも認識が容易であり、明確な基準であること
 - ② 企業調査においては、資本金階級別の調査が多く、事業従事者数と比べ、本調査結果や他調査を用いた標本設計のための分析が容易であり比較もできること
 - ③ 事業所抽出においては、事業所売上高との相関は事業従事者数の方が高く、資本金階級と比べてよりの確な標本設計が可能であること。また、事業所抽出においては資本金がなじまない個人企業等が対象となること

目標精度

- それぞれの集計ごとに以下のように目標精度を定める。

月次集計

月次集計産業別の売上高について、標準誤差率5～10%とする。(現状は、中分類5%、その他の分類で7%又は10%)

年次集計

詳細産業集計

標本層において、産業別の売上高の標準誤差率5%を目標とする。また、規模別の配分についてはネイマン配分(規模別の母集団数×売上高標準偏差に比例した標本数の配分)とする。

都道府県集計

都道府県集計においては、売上高又は売上高前年比について、一定の精度を確保する。
このため、都道府県別・産業別の売上高又は売上高前年比の標準誤差率を5%又は10%とする。

標本数の計算

- 上記の目標精度を満足する標本数を求め、年次(=月次の標本層対象数×3)の標本層(産業×規模)ごとに、最大標本数(割合)、最低標本数を超えた場合は調整する。
これらを都道府県に当確率で配分した場合に不足があれば追加する。
- 最終的な標本数は、わかりやすい設計にするため、概数とする。

- 平成21年経済センサス-基礎調査結果を踏まえ、見直すこととなる。
なお、資本金1億円以上の企業は、平成21年経済センサス-基礎調査結果、平成18年事業所・企業統計調査いずれも1.1万程度。

産業集計区分

月次集計区分	詳細産業集計区分	都道府県集計区分
37 通信業	371 固定電気通信業	G 情報通信業
38 放送業	372 移動電気通信業	
39 情報サービス業	373 電気通信に附帯するサービス業	
40 インターネット附随サービス業	383 有線放送業	
41 映像・音声・文字情報制作業	381,382 公共放送業、民間放送業(有線放送業を除く)	H 運輸、郵便業
42 鉄道業	391 ソフトウェア業	
43 道路旅客運送業	392 情報処理・提供サービス業	
44 道路貨物運送業	40 インターネット附随サービス業	
45 水運業	413,414 新聞業、出版業	
46 航空運輸業	41z 映像・音声・文字情報制作業(別掲を除く)	
47 倉庫業	42-1 鉄道業(旅客)	
48 運輸に附帯するサービス業	42-2 鉄道業(貨物)	
49 郵便業(信書便事業を含む)	43 道路旅客運送業	
68 不動産取引業	44 道路貨物運送業	
69 不動産賃貸業・管理業	45-1 水運業(旅客)	68 不動産取引業
70 物品賃貸業	45-2 水運業(貨物)	
72 専門サービス業	46-1 航空運輸業(旅客)	
73 広告業	46-2 航空運輸業(貨物)	
74 技術サービス業	47 倉庫業	
75 宿泊業	48 運輸に附帯するサービス業	
761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)	49 郵便業(信書便事業を含む)	
762y 中華料理店・ラーメン店	68-1 不動産取引業(販売)	
76-1 飲食店(別掲を除く)	68-2 不動産取引業(手数料)	
77 飲食・持ち帰りサービス業	691 不動産賃貸業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	692 貸家業、貸間業	
791 旅行業	693 駐車場業	69 不動産賃貸業・管理業
7961,79z その他の生活関連サービス業(別掲を除く)	694 不動産管理業	
8064 パチンコホール	704 自動車賃貸業	
803,80y,80z 娯楽業(別掲を除く)	701,702,703,70z 物品賃貸業(別掲を除く)	
821,822 社会教育、職業・学習支援施設	72 専門サービス業	
823,824,829 学習塾、教養・技能教授業等	73 広告業	
831 病院	741 獣医業	
832 一般診療所	742 土木建築サービス	
833 歯科診療所	746 写真業	
83z 医療業(別掲を除く)	743,745,74z 技術サービス業(別掲を除く)	
84z 保健衛生(保健所を除く)	75 宿泊業	75 宿泊業
854 老人福祉・介護事業	761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)	
85z その他の社会保険・社会福祉・介護事業	762y 中華料理店・ラーメン店	
88 廃棄物処理業	762z 専門料理店(別掲を除く)	
89 自動車整備業	76y そば・うどん、すし	
90 機械等修理業(別掲を除く)	76x,76z 飲食店(別掲を除く)	
91 職業紹介・労働者派遣業	77 飲食・持ち帰りサービス業	
922 建物サービス業	78 理容業	
923 警備業	783 美容業	
92z その他の事業サービス業	781,78z 浴場業、その他の洗濯・理容・美容業	
95 その他のサービス業	791 旅行業	76 飲食店
	7961 葬儀業	
	79z その他の生活関連サービス業(別掲を除く)	
	8064 パチンコホール	
	803,80y,80z 娯楽業(別掲を除く)	
	821,822 社会教育、職業・学習支援施設	
	823,824 学習塾、教養・技能教授業	
	829 他に分類されない教育、学習支援業	
	831 病院	
	832 一般診療所	
	833 歯科診療所	
	83z 医療業(別掲を除く)	
	84z 保健衛生(保健所を除く)	
	854 老人福祉・介護事業	
	85z その他の社会保険・社会福祉・介護事業	
	881 一般廃棄物処理業	
	88z 産業廃棄物処理業等	
	89 自動車整備業	
	901 機械修理業(電気機械器具を除く)	
	902 電気機械器具修理業	
	90z 表具業、その他の修理業	
	911 職業紹介業	
	912 労働者派遣業	
	922 建物サービス業	
	923 警備業	
	92z その他の事業サービス業	
	95 その他のサービス業	
		O 教育、学習支援業
		P 医療、福祉
		R サービス業(他に分類されないもの)

○ 情報通信業については、ネットワーク型の活動も含まれるため、企業からの意見聴取や他統計の状況等を踏まえ、都道府県別集計の対象とするかどうかを検討する。

国・地方公共団体事業所等について

1 中間報告の整理とその後の検討

売上高（収入額）を毎月的確に把握することが一部困難である国・地方公共団体事業所（国や地方公共団体の支出により事業等を営んでいるもの）の扱いについては、中間報告において、次のように整理されている。

(1) 現状

公的機関（公営事業所）の中には、一般の産業と同様に、その行う業務により（「公務」ではなく）それぞれの産業に分類される事業所がある。現在、本調査においては、それらの動向も含めてサービス産業の実態を幅広く把握するため、対象産業に該当する場合は公営事業所も調査対象としている。

しかし、公営事業所の中には、自衛隊学校や警察学校のように売上高（収入額）という概念が存在しない事業所があり、便宜、年間予算額を各月の売上高（収入額）に按分し記入している。

他方で、民営事業所と同じ収支構造をもち、売上高（収入額）を把握できる事業所がある。

(2) 今後の方向性

公営事業所については、サービス産業の動向を的確に把握する観点から、売上高（収入額）を把握でき、かつ、公営事業所の数及び売上高（収入額）が多い産業を調査することが妥当である。

この考え方により、現時点のデータに基づき、該当する産業を列挙すると、「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「医療業」となる。これらの産業に分類される事業所は、引き続き調査対象とすることが妥当である。ただし、これは現時点のデータに基づく結果であり、今後蓄積されるデータ等に基づく検証が必要である。

さらに、民営事業所の実態を把握するためにも、また、他国との比較のためにも、標本設計を見直す際には、民営・公営別の表章が可能となるよう検討すべきである。

中間報告のとりまとめ以降、拡大調査（年次）を新設し、月次統計と年次統計の2本立てとすることとなるとともに、抽出・集計産業区分、標本設計等の検討を進め、本調査の見直し後の姿が明らかとなってきていることも踏まえ、以下のとおり、国・地方公共団体事業所について、中間報告の考え方を発展的に整理。

2 見直しも踏まえた考え方

- ① 拡大調査（年次）の導入に伴い、月次調査では売上高（国・地方公共団体の支出による収入を除く。）を把握し、国・地方公共団体の支出による収入を含む売上高については、拡大調査（年次）により把握するという分担が可能となること。
- ② 拡大調査（年次）を導入することにより、月次調査の対象となる予定の事業所に対して、売上高（国・地方公共団体の支出による収入を除く。）の有無を確認し、売上のない事業所を事前に調査から除くことが可能となること。
- ③ 第8回研究会（4月21日）において検討した抽出産業区分ごとにみると、42 鉄道業、43 道路旅客運送業、83 医療業以外においても、当該産業における国・地方公共団体の事業所数及び売上高が大きく、かつ、国・地方公共団体の支出による収入を含まない売上高がある事業所数が多い産業が

あること（競輪・競馬等の競走場、競技団、博物館・美術館、廃棄物処理業など）

これらを踏まえ、国・地方公共団体事業所等（※）においては、次のように整理することとしたい。

① 拡大調査（年次）においては、売上高（収入額）に加え国・地方公共団体の支出等による収入も調査する。

（国・地方公共団体の支出等による収入しか記入できない事業所でも、調査の対象とする。）

② 月次調査においては、国・地方公共団体の支出等による収入を除外した売上高（収入額）のみを調査する。

（国・地方公共団体の支出等による収入しか記入できない事業所は、売上がなく調査の対象としない。）

なお、国・地方公共団体事業所の対象事業所数が十分見込まれる産業（42 鉄道業、43 道路旅客運送業、83 医療業等）においては、国・地方公共団体事業所分の売上高（収入額）について、年次統計において民間事業所分と区分して集計する。

※ 会社以外の法人や法人でない団体でも、国・地方公共団体事業所と同様の扱いとする。

なお、本調査でいう「国・地方公共団体事業所」は、国・地方公共団体の組織の傘下事業所をさしており、国民経済計算や産業連関表における「公的機関」（国・地方公共団体による支配等の基準で分類）とは異なる。

対象別の調査事項について（イメージ）

		X年												X+1年												X+2年												
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12						
		○拡大調査												○1ヶ月目調査 ○拡大調査												○拡大調査												
																																						<p>企業層は継続的に調査するため、このイメージは、X年6月の拡大調査で把握された新設企業が該当する。</p>
企業層	フェイス（経営組織、資本金等の額）																																					X+1年以降はプレプリントの確認
	事業従事者数																																					1ヶ月目調査は前月分と当月分
	事業活動別事業従事者数																																					
	売上高の計上期間																																					X+1年以降はプレプリントの確認
	事業活動別売上高																																					1ヶ月目調査は前月分と当月分
	事業活動別都道府県別売上高																																					
	単価・需要の状況																																					
事業所層	フェイス（経営組織、資本金等の額）																																					X+1年以降はプレプリントの確認
	事業従事者数																																					1ヶ月目調査は前月分と当月分
	拡大調査の事業従事者数																																					
	売上高の計上期間																																					X+1年以降はプレプリントの確認
	売上高（収入額）																																					1ヶ月目調査は前月分と当月分
	年間売上高（収入額）																																					
	国・地方公共団体の支出等による収入																																					
単価・需要の状況																																						

調査員調査について

1 現状の調査員調査

- 現状は、事業従事者数 10 人未満の事業所に対して、調査員調査により調査している。
- 調査員調査の調査事業所の売上高が全売上高に占める割合に着目すると、その割合は 2 割弱程度と小さい。一方で、調査員調査は経費面では大きなウェイトを占めている。
- 調査員調査は、調査員の人員確保が必要であるため、事前準備が必要である。また、業者切り替え時や標本交代時において回収率が低い傾向がある。
- 標本設計において、調査員配置の配慮が必要であり、結果精度面からは、最適な標本数よりも多くの標本数が必要となると考えられる。また、地域によっては標本数確保のため広い地域が対象となるなどの問題がある（現状全国 255 地域を選定）。

⇒ このため、事業従事者数 10 人未満の事業所に対する調査員調査について以下のように見直すことしたい。

2 調査員調査の見直し

- 今回の見直しに当たっては、事業従事者数 10 人未満の事業所に対しても郵送調査を導入する。

⇒ 結果への影響

- ・ 調査員調査を全面的に郵送調査に切り替えた場合、現状の調査員調査の回収率約 70%について、最も高い想定と低い想定の平均の 60%に低下した場合は全売上高の約 2%が補定値になること、また、最も低い想定 of 35%まで低下した場合は、全売上高の約 6%が補定値になる可能性がある。

⇒ 回収率低下の影響の軽減

- ・ 拡大調査の実施により、民間事業者の経験を積む対応を図りつつ、新たな調査事業所における依頼・回収に時間をかけ円滑な実施を図る。

現状の調査においては、委託期間や事業所の調査期間が長くなるほど回収率は上昇傾向となっているため、このような対応により回収率低下の影響の軽減を図る効果があると考えている。

- ・ 督促しても一定期日までに郵送回収がないもの等については、必要に応じて、調査事業所に直接訪問し調査票の回収を行うこととしたい。

2 調査方法

(2) 今後の方向性

(1) の状況を踏まえ、費用対効果の観点から事業従事者数 10 人未満の事業所に対しても郵送調査を導入することを検討することとし、この検討のために、調査員調査を郵送調査に切り替えても回収率の確保が可能かどうかを検証するためのアンケートを実施した。アンケートの結果に基づき、想定回収率を推計し、郵送調査への切替えの影響について検討した。

ア 郵送調査と調査員調査の対象範囲の検討に係るアンケートの結果

アンケートは、調査員調査の調査事業所で、統計調査に回答した事業所（以下「調査回答事業所」という。）及び回答しなかった事業所（以下「調査非回答事業所」という。）それぞれ 700 事業所を対象にした。調査回答事業所については 343 事業所（49.0%）から、調査非回答事業所については 136 事業所（19.4%）から協力を得た。

「郵送で実施した場合、回答するか」については、「回答する」という回答が、無回答を除き、調査回答事業所では 87.4%、調査非回答事業所では 79.2%と多数を占めた（アンケートの結果の詳細は資料 1 のとおりである。）。

イ 郵送調査に変更した場合の想定回収率

想定回収率の推計において、アンケートに協力的な事業所（以下「アンケート協力事業所」という。）については、アンケートの結果をそのまま活用できる。しかし、アンケートに非協力的な事業所（以下「アンケート非協力事業所」という。）については、アンケートの結果をそのまま活用できないことから、郵送調査に回答する割合を仮定する。

「アンケート非協力事業所は、郵送調査に全く回答しない」と仮定（仮定①）すれば、想定回収率は 35%となる。一方、「アンケート非協力事業所は、アンケート協力事業所と同じ割合で郵送調査に回答する」と仮定（仮定②）すれば、想定回収率は 85%となる。

ウ 郵送調査への切替えの影響及び今後の方向性について

イの仮定①及び②に基づく想定回収率35%、85%は、それぞれ想定回収率の下限、上限になると考えられる。

調査員調査の調査事業所の売上高が全売上高に占める割合に着目すると、その割合は17%程度と小さい。このため、本調査の直近（平成21年12月）の回収率約70%が、想定回収率の上限と下限の平均である60%に低下したとすれば、全売上高の約2%が補定値になる。さらに、下限である35%まで低下したとすれば、全売上高の約6%が補定値になる。

こうした分析結果は直近の調査員調査の回収率を前提としていることから、結果数値精度維持の観点から、今後の回収率の動向等に留意しつつ、調査員調査を郵送調査に切り替えることについては結論を得ることとする。

なお、郵送調査へ切り替えることになった場合には、効果的な督促方法について検討することとする。